

兵庫県公報

平成24年6月14日 木曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 東日本大震災に対処するための特殊現場作業手当の額等を定める規則（人事課）	1
公安委員会規則	
○ 警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	2

公布された法令のあらまし

●東日本大震災に対処するための特殊現場作業手当の額等を定める規則（規則第34号）

職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特殊現場作業手当の額等を定めることとした。

●警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第5号）

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「条例」という。）の一部改正により、警察職員が東京電力株式会社福島第一原子力発電所の周辺の区域における作業で公安委員会規則で定めるものに従事した場合に特殊勤務手当が支給され、その額については、条例で規定する範囲内において公安委員会規則により定めることとされること等に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

規 則

東日本大震災に対処するための特殊現場作業手当の額等を定める規則をここに公布する。

平成24年6月14日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第34号

東日本大震災に対処するための特殊現場作業手当の額等を定める規則

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年兵庫県条例第43号。以下「条例」という。）附則第6項及び第7項の規定に基づき、規則に委任された事項並びに東日本大震災に対処するための特殊現場作業手当に関して必要な事項を定めるものとする。

（作業）

第2条 条例附則第6項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる作業とする。

- (1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行うもの
- (2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行うもの（前号に掲げるものを除く。）
- (3) 本部長指示により帰還困難区域に設定することとされた区域において行うもの
- (4) 本部長指示により居住制限区域に設定することとされた区域において行うもの
- (5) 本部長指示により居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域において行うもの（前各号に掲げるもの及び本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）

（心身に著しい負担を与える作業）

第3条 条例附則第7項に規定する心身に著しい負担を与える作業とは、前条第1号に掲げる作業のうち知事が指定する原子炉建屋内において行うものとする。

(特殊現場作業手当の額)

第4条 条例附則第7項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条に規定する作業 40,000円
 - (2) 第2条第1号に掲げる作業のうち前号及び次号に掲げる作業以外のもの 13,300円
 - (3) 第2条第1号に掲げる作業のうち知事が指定する施設(前条に規定する施設を除く。)内において行うもの 3,300円
 - (4) 第2条第2号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 6,600円
 - (5) 第2条第2号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 1,330円
 - (6) 第2条第3号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 6,600円
 - (7) 第2条第3号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 1,330円
 - (8) 第2条第4号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 3,300円
 - (9) 第2条第4号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 660円
 - (10) 第2条第5号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 5,000円
 - (11) 第2条第5号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 1,000円
- 2 同一の日において、前項各号に掲げる作業のうち2以上の作業に従事した場合における当該2以上の作業に係る特殊現場作業手当の額は、当該2以上の作業に係る同項各号に定める額のうち最も高いもの(その額が同額である場合にあつては、そのいずれか一の額)とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、職員が第1項第4号、第6号、第8号又は第10号に掲げる作業に従事した時間(2以上の作業に従事した場合にあつては、その全ての作業に従事した時間の合計時間)が1日について4時間未満の場合におけるその日の特殊現場作業手当の額は、前2項の規定による額に100分の60を乗じて得た額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月14日

兵庫県公安委員会

委員長 橋 本 猛 伸

兵庫県公安委員会規則第5号

警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和35年兵庫県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「手当の額及び同項第1号の規定により公安委員会規則で定める作業」を「作業及び手当の額」に、「手当の額及び作業」を「作業及び手当の額」に改め、同項の表を次のように改める。

作 業	手 当 の 額
東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業(以下「原発敷地内作業」という。)	本部長が定める施設外において行う作業 日額13,300円 (原子炉建屋(本部長が定めるものに限る。)内において行う作業にあつては、40,000円) 本部長が定める施設内において行う作業 日額3,300円
原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下「本部長指	屋外において行う作業 日額6,600円 屋内において行う作業 日額1,330円

示」という。)により同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行う作業（以下「警戒区域内作業」という。）		
本部長指示により帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（以下「帰還困難区域内作業」という。）	屋外において行う作業 屋内において行う作業	日額6,600円 日額1,330円
本部長指示により居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（以下「居住制限区域内作業」という。）	屋外において行う作業 屋内において行う作業	日額3,300円 日額660円
本部長指示により居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業（原発敷地内作業、警戒区域内作業、帰還困難区域内作業及び居住制限区域内作業並びに本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行う作業を除く。）	屋外において行う作業 屋内において行う作業	日額5,000円 日額1,000円

附則第7項及び第8項を次のように改める。

- 7 警察職員が1日の間に、前項の表の左欄に掲げる作業のうち2以上の作業に従事した場合に、その者に対しその日について支給される手当の額は、これらの作業のうち最高の額が支給される作業の手当の額とする。
- 8 前2項の規定にかかわらず、職員が附則第6項の表の左欄に掲げる作業（原発敷地内作業を除く。）のうち屋外で行うものに従事した場合において、その1日の従事時間（2以上の作業に従事した場合にあっては、その全ての作業に従事した時間の合計時間）が4時間に満たないときにその者に支給される手当の額は、当該作業に係る手当の額に100分の60を乗じて得た額とする。

附則第9項から第11項までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。